

平成20年度組合研究集会・ モデル組合事業の募集のご案内!

下記の助成事業対象組合を募集いたします。実施を希望される場合本会までご連絡下さい

1. 研究集会(15組合予定)

- (1) 事業概要 小企業者組合が行う組合研究集会(組合の組織強化、組合の運営の向上、事業の発展向上及び組合員経営の近代化等)を開催する経費を助成します。
- (2) 助成金額 総事業費150,000円以上
事業費の2/3(100,000円を上限に助成します。)
謝金、旅費、会場借料、資料費等に要する経費

2. モデル組合の指定及び助成(2組合予定)

- (1) 事業概要 小企業者組合が、他の模範となる組合をモデル組合に指定すると共に、当該組合が行う教育情報提供事業等の実施、成果普及事業に対して、次の通り助成致します
- (2) 実施事業 ①教育情報提供事業(研修会等)
謝金、旅費、資料費、備品費、印刷費等に要する経費
②成果普及事業(組合パンフレット作成)
印刷費及び通信運搬費
- (3) 助成金額 総事業費300,000円以上(①、②の合計)
事業総額の2/3助成(200,000円を上限)
- (4) 対象条件 ①教育情報提供事業、成果普及事業両方とも実施すること。
②専従役職員がいること。
③直近3力年決算において連続して欠損及び正味財産が出資金を下回っていないこと。

※小企業者組合とは、常時使用する従業員の数が5人(商業・サービス業を主たる事業とする事業者については2人)以下の会社及び個人が組合員の3/4以上で組織された組合を言います。

お問い合わせ先 山形県中小企業団体中央会支援部までお問い合わせ下さい。
TEL.023-647-0360 FAX.023-647-0362

就労支援事業について

山形保護観察所

平成18年度から法務省と厚生労働省とが共同し、犯罪や非行を起こした就労を確保するための新たな取り組みを始めています。これは、保護観察期間中に再び犯罪を起こす率を比較すると、無職者は有職者の5倍以上(平成18年)という結果が出ており、就労は再犯を防止し、安全・安心な社会を作ることには大きな力があるといえるからです。

しかし、前歴等が障害となり、なかなか自力では就職することができない場合が多いため、その就労を助けるとともに、例えば就労後1年間は身元保証を行い、業務上の損害を与えた場合は100万円を上限として見舞金をお支払いするなど、雇用主の方に安心して雇用してもらえるような取り組みを行っています。

しかしながら、こうした制度を活用するためには、保護観察所の「協力雇用主」として登録していただく必要があります。もちろん、登録いただいたからといって必ず犯罪や非行を起こした人を雇用しなければならないわけではありません。受け入れについてはその都度御相談させていただきますので、何とぞ本事業にご理解をいただき、関係する事業主に協力雇用主への登録を呼びかけていただくようお願いいたします。

より詳細な内容については、保護観察所に御一報いただければ担当者が訪問の上御説明させていただきますので、御協力をお願いいたします。

連絡先 山形市大手町1-32 山形保護観察所 処遇部門 就労支援担当 電話 023-631-2277